

平成29年度授業料等減免要項

熊本中央高等学校

(趣旨)

第1条 この要項は、本校に在学する生徒で経済的理由により就学が困難なものに対し、授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の負担の軽減を図るため授業料等の減免を行うこととし、その実施に必要な事項を定めるものである。

(授業料等減免の対象者及び減免の区分等)

第2条 授業料等の減免対象者及び減免額は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 本校に在学する生徒又はその保護者（原則として親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）。以下この項において同じ。）若しくは当該生徒に保護者がいない場合、当該生徒の生計を主として維持する者（以下この要項において「保護者等」という。）で別表に定める区分「授業料減免」の要件のいずれかに該当する者に対し当該区分ごとに定める額の授業料を減免する。
- (2) 本校に在学する生徒又はその保護者等で別表に定める「入学金減免」の要件に該当する者に対し、定められた額の入学金を減免する。

(減免対象期間)

第3条 授業料の減免対象期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、家計急変の事由によるものにあつては、その事由に至った月の翌月から12ヵ月間とする。

(減免の申請)

第4条 この要項に基づく授業料等の減免を受けようとする者は、所定の「平成29年度授業料等減免申請書」に添付書類一覧表の書類を添付して、申請しなければならない。

(減免決定の通知)

第5条 前条の申請に基づき授業料等の減免を決定したときは、申請者に対し、所定の様式により通知する。

(減免の確認書)

第6条 前条の規定に基づき授業料等の減免の通知を受けた者は、所定の確認書を提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成29年8月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

平成25年度以前の入学者に適用

(別表)

区分	要件	減免額
授業料減免	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者	授業料月額21,500円から対象生徒に係る 就学支援金月額を減じた額(看護専攻科に あつては月額26,000円)
	2 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市町村民税所得割が課されていない者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者を除く)	
	3 児童養護施設等入所者	
	4 前年度の4月以降に次に掲げるアからエまでのいずれかの事由に該当し、その事由に至った日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額(基準額)以下となる者 ア 勤務する会社等の経営悪化により収入が減少した者 イ 勤務する会社等を解雇された者 ウ 自営する会社等の経営悪化により収入が減少した者 エ 自営する会社等が破産・倒産した者	
	5 前年度の4月以降に死亡・病気・離婚・被災などにより収入が減少し、その事由に至った日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額(基準額)以下となる者	
	6 4,5に該当して授業料が減免されていた者のうち、その事由に至った日から1年を経過する日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額(基準額)以下となる者	
	7 前年度の4月以降に雇用契約期間終了により失業し、求職中の者で、失業した日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額(基準額)以下となる者	
	8 7に該当して授業料が減免されていた者のうち、失業した日から1年を経過する日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額(基準額)以下となる者	
	9 地方税法の規定による市町村民税所得割の額が18,900円に次に掲げるア又はイの規定により算定された額を加えた額未満の者 ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円 (年齢は前年度の12月31日現在とする。)	
入学金減免	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	54,350円。ただし、生活保護法に基づく被保護世帯の高等学校等就学費(県立高校入学科相当額)が給付されない場合は、60,000円。

※ 就学支援金とは熊本県高等学校等就学支援金交付要項に定める就学支援金をいう。

平成26年度以降の入学者に適用

(別 表)			
区 分	要 件		減 免 額
授業料減免	1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	21,500円から対象生徒に係る就学支援金月額を減じた額
	2	地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税所得割が課されていない者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者を除く）	
	3	前年度の4月以降に次に掲げるアからエまでのいずれかの事由に該当し、その事由に至った日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額（基準額）以下となる者 ア 勤務する会社等の経営悪化により収入が減少した イ 勤務する会社等を解雇された者 ウ 自営する会社等の経営悪化により収入が減少した者 エ 自営する会社等が破産・倒産した者	
	4	前年度の4月以降に死亡・病気・離婚・被災などにより収入が減少し、その事由に至った日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額（基準額）以下となる者	
	5	3,4に該当して授業料が減免されていた者のうち、その事由に至った日から1年を経過する日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額（基準額）以下となる者	
	6	前年度の4月以降に雇用契約期間終了により失業し、求職中の者で、失業した日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別紙に定める金額（基準額）以下となる者	
	7	6に該当して授業料が減免されていた者のうち、失業した日から1年を経過する日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込み額が別紙に定める金額（基準額）以下となる者	
	8	地方税法の規定による市町村民税所得割の額が100円以上51,300円未満の者	月額850円
入学金減免	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	54,350円。ただし、生活保護法に基づく被保護世帯の高等学校等就学費（県立高校入学科相当額）が給付されない場合は、60,000円。	

別 紙

◆ 所得要件について ◆

3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 関係

生徒の保護者等について、起算日(※1)の属する月の翌月から1年間の所得見込額(※2)が基準額(※3)以下であること。

なお、当該生徒の保護者等が両親であるときは、両親それぞれの所得見込額を合算した額で判断します。

※1 起算日とは、3・4 においては家計急変日、5 においては家計急変日から1年が経過する日、6 においては雇用契約期間終了日、7 においては雇用契約終了日から1年が経過する日を指します。

(例) H25. 5. 15解雇 3 → H25. 5. 15、5 → H26. 5. 15

※2 所得見込額とは、次の①から⑩の見込額を合計したものをいいます。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①利子所得 | ⑥退職所得(退職所得控除後) |
| ②配当所得 | ⑦山林所得(必要経費及び特別控除後) |
| ③不動産所得(必要経費控除後) | ⑧譲渡所得(同上) |
| ④事業所得(必要経費控除後) | ⑨一次所得(同上) |
| ⑤給与所得(給与所得控除後) | ⑩雑所得(必要経費等控除後) |

※3 基準額とは、市町村民税所得割非課税相当額であり、地方税法の規定により定める額をいいます。なお、具体的には次のとおりです。

【基準額 (H28 年度の場合)】

(1) 次の区分に該当する者 (市町村民税非課税相当額)

区 分	金 額
障害者、未成年者、寡婦、寡夫に該当する者	125万円

(2) 上記(1)の区分以外の者及び上記(1)の区分の者で上記(1)の金額を超えるもの(市町村民税所得割非課税相当額)

区 分	金 額
控除対象配偶者及び扶養親族のない人	35万円
控除対象配偶者又は扶養親族がある人	$35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族} + 1) + 32万円$

【添付書類一覧】						
区分	要件	課税証明（申請年度分）※1	所得証明（申請年度分）※2	給与支払見込額証明書又は所得見込申立書	その他の証明等	健康保険証等の写（生徒の保護者が親権を行なう者でない場合。）
授業料減免	1 生活保護受給	—	—	—	生活保護受給証明	△
	2 市町村民税所得割非課税	○	—	—	児童養護施設等入所者は入所証明書	△
	3 リストラ等家計急変（解雇、倒産等）	○	○	○※2	家計急変事由別提出書類一覧に記載する書類	△
	4 その他家計急変	○	○	○※2	家計急変事由別提出書類一覧に記載する書類	△
	5 家計状況未回復（3、4で減免を受けていた者）	○	○	○	—	△
	6 雇用契約期間終了家計急変	○	○	○※2	家計急変事由別提出書類一覧に記載する書類	△
	7 家計状況未回復（6で減免を受けていた者）	○	○	○	ハローワークカード（写し）	△
	8 低所得世帯（市町村民税所得割100円以上51,300円未満）	○	—	—	—	△
入学金減免	生活保護受給	—	—	—	生活保護受給証明	△

※1 同じ証明書に課税状況及び所得（所得の種類及び金額）が記載されている場合は当該証明書のみで可。

※2 前年度に家計急変による決定を受けており、急変事由発生後1年を経過していない者については、家計状況が回復していなければ省略可。

<各書類について>

課税証明（申請年度分）	保護者等全員分
所得証明（申請年度分）	保護者等全員分
給与支払見込額証明書（雇用されている場合）	急変事由発生後、1年間の見込みを記載。雇用主の証明があるもの（本人の申立ては不可）。保護者等全員分
所得見込額申立書（自営業・無職の場合）	急変事由発生後、1年間の見込みを記載。自営業の場合は、職種・店名等を必ず記載すること。保護者等全員分
健康保険証等の写し	当該生徒の生計を主として維持する者の分。（当該生徒が扶養されていることが分かるもの。）

【家計急変事由別添付書類一覧】

区分	急変事由等	その他提出書類（例）
3	勤務する会社等からの解雇	雇用保険受給資格者証
	自ら経営する会社等の破産・倒産	破産手続開始決定通知書又は証明書
	その他	個別に相談してください
4	死亡	戸籍謄本・抄本等死亡日が確認できるもの
	離婚	戸籍謄本・抄本等離婚日が確認できるもの ※調停中の場合は調停書
	傷病	診断書の写し
	被災	被災状況申立書
	その他	個別に相談してください
6	雇用契約期間終了による失業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職年月日及び離職理由が記載されている書類（雇用保険被保険者離職票等） ・ ハローワークカード（写し）

（注1） 前年度家計急変による決定を受けており、急変事由発生後1年を経過していない者については、省略可。

（注2） 個別の事情により、上記以外の資料の提出をお願いすることがあります。